

学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)の発行について

学校学生生徒旅客運賃割引証(以下「学割証」という)は、生徒が旅客鉄道株式会社(以下「JR各社」という)を利用し、片道の営業キロが101キロメートル以上の区間を旅行する場合に、大人普通旅客運賃が2割引になるものです。(「普通乗車券」のみで、特急券やグリーン券には適用されませんので、ご注意ください)

1 使用目的の範囲

学割証は、学生・生徒の修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されていますので、生徒なら誰でも無制限に使える制度ではありません。

学割証を発行してもらえる旅行目的は下記のとおりとなります。

- (1) 休暇や所用での帰省
- (2) 実験・実習、通信による教育を行う学校の面接授業や試験など、正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動、体育・文化に関する正課外の実習活動
- (4) 就職または進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学または行事への参加
- (6) 傷病の治療、その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

2 使用枚数

乗車券を購入するにあたり、乗車券 1 枚につき学割証も 1 枚必要になります。往復の乗車券なら学割証は 1 枚で済みますが、行きと帰りで別々に片道切符を購入する場合、学割証も 2 枚必要になります。学割証を申請する際には、前もって何枚必要なのかを確認し、正確な枚数を申請してください。

3 有効期限

学割証の有効期限は発行から3ヶ月です。ただし、3 年生の場合で1月以降に発行した学割証の有効期限は3ヶ月ではなく、3月31日までとなりますのでご注意ください。

<参考:乗車券の種類>

片道乗車券……A 駅から B 駅までの乗車券です。

往復乗車券……A 駅と B 駅間で「行き」と「帰り」を同じルートで利用する場合の乗車券です。

連続乗車券……A 駅から B 駅で折り返すなどして C 駅までというように、片道または往復とはならない場合の乗車券です。

<参考:乗車券の有効期限>

営業キロが 100 キロまでの場合と大都市近郊区間内の場合の乗車券は、発売当日のみ有効ですが、101 キロ以上の乗車券の有効期間は下記のとおりになります。

200 キロまで	400 キロまで	600 キロまで	800 キロまで	1000 キロまで
2 日	3 日	4 日	5 日	6 日

* 1001 キロ以上は 200 キロごとに 1 日を加えます。

* 往復乗車券の有効期間は、片道乗車券の 2 倍です。

4 使用対象となる鉄道会社

学割証はJR各社のみが対象です。一部私鉄やフェリー、バスなどで学割制度を導入している会社がありますが、JRと同じ学割証が必要な場合もあれば、生徒証のみで対応してもらえる場合もありますので、必要な書類・手続きについても、事前に各自でご確認ください。

5 申請・購入の流れ

別紙「学生割引証交付願」に必要事項を記入し、保護者署名・捺印のうえ、担任の確認をもらってから事務室に提出してください。**長期休業中に学生割引乗車券を購入する場合は、できるだけ長期休業に入る前に申請してください。**

交付願の申請用紙は学校でもお渡しいたします。必要であれば早めにお申し出ください。

学割証を受領しましたら、乗車前に窓口へ「学割証」と「身分証明書」を提出して、学生割引乗車券を購入してください。乗車後に購入することはできません。

6 その他

学割証に記名された使用者以外が不正利用した場合、今後その学校等に学割証が発行されなくなる可能性があります。学割証を人に譲るなどの不正行為は厳に慎んでください。

学生割引証交付願

No. _____

学年	組	生徒名	年齢	身分証明書番号
				No.
旅行期間		年 月 日から 年 月 日まで		
乗 車 船		駅から 駅まで		
区 間		(県)		
旅行目的 (該当する番号 を○で囲む)		1 帰省 2 学校が認めた特別教育活動又は体育活動に関する 正課外の教育活動 3 保護者の旅行への随行 4 その他 ()		

保 護 者 署 名 ・ 捺 印	担任確認
⑩	

※ 注意事項

- 1 出発地より100km以下は割引の対象外です。
- 2 「普通乗車券」のみ割引対象で、特急券やグリーン券には適用されません。
- 3 必要事項を記入し、保護者の署名捺印のうえ、担任確認をもらってから
事務室へ提出してください。